

自治体における多重債務に関する相談と公的融資制度に関する調査 集計結果の概要

【調査票① 多重債務に関する相談について】

都道府県、区、政令・中核・特例市（以下「区・政令市等」）では「消費生活センター」をそれぞれ97.1%、82.1%と大部分があげている。政令市等以外の市では「消費生活センター以外の常設の消費者相談窓口」を43.3%、また、町村では「その他の窓口や部局」を42.9%と、いずれも半数近くがあげている。

「対応する窓口や部局は決めていない」と答えた自治体はごく少数である。

上段：実数 下段：%	合 計	①問1 主な多重債務相談窓口							
		消費生活センター	他の常設の消費者相談窓口	外部委託の消費相談窓口	他の住民相談窓口	その他の窓口や部局	その他	対応する窓口や部局は決めていない	無回答
全 体	846 100.0	257 30.4	290 34.3	29 3.4	122 14.4	226 26.7	90 10.6	16 1.9	6 0.7
自治体区分	都道府県	35 100.0	34 97.1	6 17.1	1 2.9	3 8.6	6 17.1	1 2.9	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	55 82.1	5 7.5	- -	29 43.3	12 17.9	6 9.0	- -
	上記以外の市	378 100.0	111 29.4	185 48.9	16 4.2	56 14.8	50 13.2	36 9.5	1 0.3
	町村	364 100.0	57 15.7	94 25.8	12 3.3	34 9.3	156 42.9	47 12.9	15 4.1
									5 1.4

問2 常設の相談窓口以外で、相談会などを実施していますか。

都道府県では100%、区・政令市等では47.8%の自治体が相談会を「実施している」が、政令市等以外の市では23.8%、町村では9.6%の実施に止まっている。

実施している自治体での実施回数は、自治体の規模等によらず半数程度が「1回」だが、「13回以上」（平均して月1回以上の頻度）などのところもある。

上段：実数 下段：%	合 計	①問2 相談会の実施			
		実施している	実施していない	その他	無回答
全 体	846 100.0	192 22.7	598 70.7	46 5.4	10 1.2
自治体区分	都道府県	35 100.0	35 100.0	- -	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	32 47.8	29 43.3	6 9.0
	上記以外の市	378 100.0	90 23.8	260 68.8	24 6.3
	町村	364 100.0	35 9.6	307 84.3	16 4.4
					6 1.6

《実施回数》（実施している自治体のみ回答）

上段：実数 下段：%	合 計	①問2 相談会の実施回数				
		1回	2～6回	7～12回	13回以上	無回答
全 体	192 100.0	88 45.8	60 31.3	13 6.8	17 8.9	14 7.3
自治体区分	都道府県	35 100.0	18 51.4	11 31.4	3 8.6	3 8.6
	区、政令・中核・特例市	32 100.0	16 50.0	10 31.3	1 3.1	3 9.4
	上記以外の市	90 100.0	44 48.9	25 27.8	6 6.7	9 10.0
	町村	35 100.0	10 28.6	14 40.0	3 8.6	2 5.7
						6 17.1

問3 平成19年10月1日～平成20年3月31日の多重債務に関する相談件数をお書きください。

平成19年度の下半期の相談件数は、ほぼ自治体の規模等に沿った状況が回答されていると考えられるが、都道府県で「31～50件」、区・政令市等で「1～30件」など、件数が少ない自治体もある。これらは、自治体の取り組み状況に地域差が大きいことが示したものと考えられるが、本調査に回答した部局で、実績の全体像を把握できていない場合もあるのではないかと推測される。

上段：実数 下段：%	合計	①問3 多重債務相談件数							
		0件	1～30件	31～50件	51～100件	101～500件	501件以上	無回答	
全体	846 100.0	249 29.4	328 38.8	51 6.0	50 5.9	69 8.2	27 3.2	72 8.5	
自治体区分	都道府県	35 100.0	- -	- -	1 2.9	1 2.9	15 42.9	18 51.4	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	- -	2 3.0	3 4.5	13 19.4	35 52.2	9 13.4	5 7.5
	上記以外の市	378 100.0	33 8.7	206 54.5	47 12.4	35 9.3	19 5.0	- -	38 10.1
	町村	364 100.0	216 59.3	118 32.4	- -	1 0.3	- -	- -	29 8.0

問4 多重債務に関する相談窓口等を住民に周知するために広報等を行っていますか。（複数回答可）

都道府県や市では、「広報紙」や「ホームページ」、「テレビ・ラジオ」等を通じた広報を多くの自治体が行っているが、町村では36.3%の自治体が「特に広報等を行っていない」と答えており、取り組み状況には、自治体の規模等によって全般的な差があることが示されている。

上段：実数 下段：%	合計	①問4 広報等の実施							
		自治体の広報紙に掲載	自治体のホームページに掲載	テレビやラジオで広報	ポスターを掲示	その他	特に広報等を行っていない	無回答	
全体	846 100.0	526 62.2	255 30.1	48 5.7	113 13.4	161 19.0	191 22.6	11 1.3	
自治体区分	都道府県	35 100.0	28 80.0	30 85.7	13 37.1	5 14.3	14 40.0	- -	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	59 88.1	44 65.7	15 22.4	10 14.9	33 49.3	2 3.0	- -
	上記以外の市	378 100.0	278 73.5	142 37.6	14 3.7	49 13.0	70 18.5	55 14.6	5 1.3
	町村	364 100.0	161 44.2	39 10.7	6 1.6	49 13.5	44 12.1	132 36.3	6 1.6

問5 多重債務に関する相談マニュアルを作成していますか。

都道府県では34.3%、区・政令市等では17.9%、政令市等以外の市では6.3%、町村では0.8%の自治体が「作成した」と答えており、「作成中」のところもある。

なお、「その他」と答えた自治体では、金融庁や都道府県等が作成したマニュアルを使用していると答えたところが多かった。

上段：実数 下段：%	合計	①問5 相談マニュアルの作成					
		作成した	作成中である	作成する予定はない	その他	無回答	
全体	846 100.0	51 6.0	22 2.6	481 56.9	280 33.1	12 1.4	
自治体区分	都道府県	35 100.0	12 34.3	1 2.9	13 37.1	9 25.7	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	12 17.9	2 3.0	20 29.9	32 47.8	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	24 6.3	13 3.4	197 52.1	137 36.2	7 1.9
	町村	364 100.0	3 0.8	6 1.6	249 68.4	102 28.0	4 1.1

問6 多重債務に関する相談を担当している人の職種や雇用形態は。(複数回答可)

問1の相談窓口の状況を反映して、都道府県や区・政令市等では「消費生活相談員」が担当しているところが多いが、相談員の雇用形態としては非常勤が圧倒的に多い。政令市等以外の市では非常勤の「消費生活相談員」と兼任の「行政(一般)職員」がいずれも半数程度、町村では兼任の「行政(一般)職員」が非常に多く、自治体の規模等によって、相談担当者の専門性にも格差があるものと考えられる。

上段：実数 下段：%	合 計	①問6 担当者の職種・雇用形態						
		嘱託の消費生活相談員(常勤)	嘱託の消費生活相談員(非常勤)	行政(一般)職員(専任)	行政(一般)職員(兼任)	その他	無回答	
全 体	846 100.0	66 7.8	264 31.2	27 3.2	519 61.3	113 13.4	12 1.4	
自治体区分	都道府県	35 100.0	4 11.4	30 85.7	2 5.7	9 25.7	4 11.4	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	17 25.4	35 52.2	8 11.9	11 16.4	24 35.8	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	41 10.8	164 43.4	12 3.2	194 51.3	58 15.3	1 0.3
	町村	364 100.0	4 1.1	35 9.6	4 1.1	304 83.5	27 7.4	10 2.7

問7 相談を担当している人の多重債務に関する知識の取得やスキルアップの取り組みを行っていますか。(複数回答可)

都道府県や区・政令市等では独自に「多重債務をテーマとした研修を実施している」ところも多いが、政令市以外の市や町村では「外部の研修に参加している」自治体が多い。また、「都道府県または市町村の担当者等で情報交換や事例検討」なども行われているが、「特に行っていない」と答えた自治体も、特に町村では40.7%と半数近い。

上段：実数 下段：%	合 計	①問7 担当者のスキルアップ						
		研修を実施	外部の研修に参加	情報交換や事例検討を実施	その他	特に行っていない	無回答	
全 体	846 100.0	225 26.6	362 42.8	250 29.6	50 5.9	214 25.3	9 1.1	
自治体区分	都道府県	35 100.0	27 77.1	12 34.3	21 60.0	3 8.6	- -	- -
	区、政令・中核・特例市	67 100.0	38 56.7	44 65.7	29 43.3	8 11.9	4 6.0	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	101 26.7	199 52.6	126 33.3	25 6.6	60 15.9	2 0.5
	町村	364 100.0	59 16.2	107 29.4	74 20.3	14 3.8	148 40.7	6 1.6

問 8 相談を担当している人の意見を自治体の多重債務問題対策に反映するシステム（担当者会議など）がありますか。

都道府県や区・政令市等では「意見を反映するシステムができている」や「システムはできていないが、意見は反映している」と答えたところが多いが、政令市等以外の市では50.5%、町村では70.6%が「特に反映していない」と答えている。

上段：実数 下段：%	合 計	①問 8 担当者の意見反映					
		システム ができ ている	意見は反 映してい る	その他	特に反映 していな い	無回答	
全 体	846 100.0	101 11.9	225 26.6	41 4.8	466 55.1	13 1.5	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	16 45.7	15 42.9	2 5.7	2 5.7	-
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	18 26.9	29 43.3	6 9.0	14 20.9	-
	上記以外の市	378 100.0	53 14.0	110 29.1	19 5.0	191 50.5	5 1.3
	町村	364 100.0	14 3.8	71 19.5	14 3.8	257 70.6	8 2.2

問 9 多重債務がある人の生活再建に向けた相談支援を行っていますか。（複数回答可）

生活再建に向けた相談支援を多重債務者相談窓口、他の部局、関係機関等で実施している自治体もあるが、区・政令市では43.3%、政令市等以外の市では48.7%、町村では67.9%は「特に行っていない」と答えている。

なお、都道府県では「その他」と回答したところが多いが、その内容としては、市町村の窓口をはじめとする都道府県以外の機関等での実施している事項などが記載されていた。

上段：実数 下段：%	合 計	①問 9 生活再建に向けた相談支援						
		多重債務 相談窓口 で実施	他の部局 等で実施	関係機関 等で実施	その他	特に行っ ていない	無回答	
全 体	846 100.0	163 19.3	93 11.0	85 10.0	78 9.2	471 55.7	24 2.8	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	5 14.3	2 5.7	8 22.9	13 37.1	9 25.7	-
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	15 22.4	10 14.9	6 9.0	9 13.4	29 43.3	3 4.5
	上記以外の市	378 100.0	102 27.0	58 15.3	37 9.8	29 7.7	184 48.7	12 3.2
	町村	364 100.0	41 11.3	23 6.3	34 9.3	27 7.4	247 67.9	9 2.5

問10 多重債務問題に関する住民の理解をすすめるための啓発や教育を行っていますか。（複数回答可）

都道府県や区・政令市等では、多くのところで「広報や機関紙」、「ホームページやテレビ・ラジオ」を通じて掲載したり、「市民向けの講座」を通じた啓発が実施されている。また、都道府県では「学校と協力した金融経済教育」も多く実施されている。政令市等以外の市や町村でも「広報や機関紙」を通じた啓発等に取り組みられているが、「特に行っていない」と答えたところも政令市等以外の市で29.6%、町村では53.6%である。

上段：実数 下段：%	合 計	①問10 住民への啓発や教育							
		広報や機 関紙等に 掲載	HPやテ レビ・ラ ジオ等で 啓発	市民向け の講座な どを実施	学校と協 力して金 融経済教 育を実施	その他	特に行っ ていない	無回答	
全 体	846 100.0	414 48.9	159 18.8	137 16.2	49 5.8	85 10.0	317 37.5	5 0.6	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	29 82.9	24 68.6	26 74.3	26 74.3	6 -	- -	
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	48 71.6	31 46.3	35 52.2	12 17.9	8 11.9	9 13.4	
	上記以外の市	378 100.0	208 55.0	83 22.0	67 17.7	10 2.6	45 11.9	112 29.6	2 0.5
	町村	364 100.0	128 35.2	21 5.8	9 2.5	1 0.3	26 7.1	195 53.6	3 0.8

問11 多重債務に関する相談に来た人の背景に他の生活課題があると考えられる場合、担当部局と連携していますか。

多重債務に関する相談窓口で相談があった場合の対応として、「相談者に担当部局の連絡先を教え、相談を受けるよう誘導」するかたちで連携しているところが多いが、「相談者の了解を得て担当部局に連絡」したり、「担当部局に連絡し、協力して支援」するという、より積極的な支援を行っている自治体も多い。特に政令市以外等の市や町村では「協力して支援」をしている自治体の割合が大きめで、組織が小さいことのよい面が現れているものと考えられる。しかし、政令市等以外の市や町村では「特に連携していない」と答えたところも少なくなく、取り組みの格差は大きいといえる。

上段：実数 下段：%	合 計	①問11 他の部局への連携					無回答	
		担当部局 に連絡	担当部局 と協力し て支援	担当部局 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない		
全 体	846 100.0	186 22.0	150 17.7	272 32.2	77 9.1	175 20.7	17 2.0	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	5 14.3	2 5.7	28 80.0	2 5.7	- -	- -
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	19 28.4	8 11.9	38 56.7	2 3.0	7 10.4	- -
	上記以外の市	378 100.0	94 24.9	78 20.6	115 30.4	25 6.6	75 19.8	8 2.1
	町村	364 100.0	68 18.7	62 17.0	89 24.5	48 13.2	93 25.5	9 2.5

問12 生活保護、保険・年金、税、公営住宅、DV（ドメスティックバイオレンス）の担当部局等で多重債務者を発見した場合、多重債務の相談窓口と連携していますか。

前問とは逆に、生活に関する他の相談窓口で相談があった場合の連携についても、「相談者に相談窓口の連絡先を教えて、相談を受けるよう誘導」というかたちでの連携が多いが、「相談者の了解を得て相談窓口から連絡」してもらっている自治体もある。また、政令市等以外の市や町村では、密接な連携をとっている自治体の割合と「特に連携はしていない」自治体の割合が大きいことも、前問と同様の傾向である。

上段：実数 下段：%	合 計	①問12 他の部局からの連携					
		相談窓口 から連絡	相談窓口 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	243 28.7	334 39.5	60 7.1	208 24.6	20 2.4	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	7 20.0	24 68.6	5 14.3	- -	- -
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	17 25.4	47 70.1	3 4.5	4 6.0	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	130 34.4	153 40.5	16 4.2	79 20.9	11 2.9
	町村	364 100.0	89 24.5	109 29.9	36 9.9	124 34.1	8 2.2

問13 多重債務に関する相談窓口では、必要に応じて関係機関等と連携していますか。

関係機関との連携について、弁護士会、司法書士会とは、都道府県、区・政令市等ではほとんどが何らかのかたちで連携しているが、政令市等以外の市や町村では、「特に連携をしていない」や無回答の自治体の割合が大きい（本問は複数の機関について1つの項目として尋ねたため、無回答は当該団体とは「特に連携をしていない」ことを意味する場合が多いと推測される）。

一方、多重債務者支援団体との連携は、都道府県や区・政令市等で半数程度のところで何らかの連携が行われているが、政令市等以外の市や町村で連携しているところは多くない。

公的融資制度のひとつの生活福祉資金の窓口でもある社会福祉協議会との連携は、「連絡先を教えて誘導」する程度の連携は、都道府県や区・政令市等では一定行われているが、「協力して支援」などのより具体的な連携をしているところは、あまり多くはない。また、政令市等以外の市や町村では、「特に連携はしていない」や無回答が半数以上である。

都道府県と市町村間の連携についても、「連絡先を教えて誘導」という程度の連携が多く、「特に連携はしていない」や無回答のところも少なくない。

《弁護士会》

上段：実数 下段：%	合 計	①問13-1 弁護士会との連携						
		関係機関 に連絡	関係機関 と協力し て支援	関係機関 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	175 20.7	81 9.6	322 38.1	29 3.4	145 17.1	150 17.7	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	14 40.0	6 17.1	18 51.4	1 2.9	- -	1 2.9
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	26 38.8	12 17.9	33 49.3	4 6.0	1 1.5	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	100 26.5	39 10.3	173 45.8	7 1.9	47 12.4	37 9.8
	町村	364 100.0	35 9.6	24 6.6	98 26.9	17 4.7	97 26.6	109 29.9

《司法書士会》

上段：実数 下段：%	合 計	①問13-2 司法書士会との連携						
		関係機関 に連絡	関係機関 と協力し て支援	関係機関 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	148 17.5	77 9.1	294 34.8	29 3.4	181 21.4	169 20.0	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	14 40.0	4 11.4	18 51.4	1 2.9	- -	2 5.7
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	20 29.9	11 16.4	33 49.3	3 4.5	6 9.0	4 6.0
	上記以外の市	378 100.0	87 23.0	44 11.6	163 43.1	7 1.9	60 15.9	45 11.9
	町村	364 100.0	27 7.4	18 4.9	79 21.7	18 4.9	115 31.6	117 32.1

《支援団体》

上段：実数 下段：%	合 計	①問13-3 支援団体との連携						
		関係機関 に連絡	関係機関 と協力し て支援	関係機関 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	40 4.7	30 3.5	165 19.5	30 3.5	332 39.2	269 31.8	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	4 11.4	1 2.9	12 34.3	5 14.3	8 22.9	7 20.0
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	3 4.5	5 7.5	21 31.3	4 6.0	21 31.3	14 20.9
	上記以外の市	378 100.0	21 5.6	11 2.9	79 20.9	10 2.6	146 38.6	117 31.0
	町村	364 100.0	12 3.3	13 3.6	53 14.6	11 3.0	157 43.1	129 35.4

《社会福祉協議会》

上段：実数 下段：%	合 計	①問13-4 社会福祉協議会との連携						
		関係機関 に連絡	関係機関 と協力し て支援	関係機関 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	84 9.9	67 7.9	237 28.0	34 4.0	226 26.7	223 26.4	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	2 5.7	1 2.9	21 60.0	- -	8 22.9	5 14.3
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	6 9.0	7 10.4	35 52.2	3 4.5	11 16.4	9 13.4
	上記以外の市	378 100.0	45 11.9	31 8.2	108 28.6	10 2.6	97 25.7	96 25.4
	町村	364 100.0	31 8.5	28 7.7	73 20.1	21 5.8	110 30.2	111 30.5

《都道府県・市町村》

上段：実数 下段：%	合 計	①問13-5 都道府県・市町村との連携						
		関係機関 に連絡	関係機関 と協力し て支援	関係機関 の連絡先 を教えて 誘導	その他	特に連携 はしてい ない	無回答	
全 体	846 100.0	190 22.5	109 12.9	274 32.4	36 4.3	135 16.0	165 19.5	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	5 14.3	2 5.7	24 68.6	1 2.9	2 5.7	4 11.4
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	14 20.9	9 13.4	29 43.3	3 4.5	7 10.4	9 13.4
	上記以外の市	378 100.0	90 23.8	49 13.0	113 29.9	9 2.4	67 17.7	76 20.1
	町村	364 100.0	80 22.0	49 13.5	107 29.4	23 6.3	59 16.2	76 20.9

問14 多重債務問題対策を推進するための庁内関係部局や関係機関等による連絡会議を設置していますか（他の目的の連絡会議で多重債務問題対策について協議している場合も含まれます）。

都道府県はすべて連絡会議を設置している。区・政令市等でも53.7%と半数程度で設置されているが、政令市等以外の市では14.8%、町村では3.0%にとどまっている。なお、区・政令市等の9.0%、政令市等以外の市の8.2%、町村の1.6%は「設置するよう計画または検討」しており、「具体的な計画や検討はしていないが、必要だと考えている」自治体も多い。

上段：実数 下段：%	合 計	①問14 連絡会議の設置						
		設置して いる	設置する よう計 画・検討	計画・検 討してい ないが必 要	その他	設置は考 えていな い	無回答	
全 体	846 100.0	138 16.3	43 5.1	245 29.0	30 3.5	365 43.1	25 3.0	
自治体 区分	都道府県	35 100.0	35 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
	区、政令・中 核・特例市	67 100.0	36 53.7	6 9.0	10 14.9	3 4.5	11 16.4	1 1.5
	上記以外の市	378 100.0	56 14.8	31 8.2	138 36.5	21 5.6	120 31.7	12 3.2
	町村	364 100.0	11 3.0	6 1.6	97 26.6	6 1.6	232 63.7	12 3.3

問15 連絡会議を設置されている自治体にお聞きします。連絡会議にはどのような部局や関係機関が参加していますか。（複数回答可）（設置している自治体のみ回答）

連絡会議を設置している自治体に、参加している部局や関係機関をたずねた。

自治体庁内の関係部局では、「消費行政担当部局」に加え、「生活保護担当部局」、「生活保護以外の福祉担当部局」、「市民相談担当部局」が多くの自治体で参加しており、「労働行政担当部局」や「総合政策企画等担当部局」などが参加しているところもある。

関係機関については、都道府県では「弁護士会」、「司法書士会」はすべてで参加しているが、「市町村の担当部局」は71.4%、「多重債務者支援団体」は48.6%、「社会福祉協議会」は45.7%にとどまっている。一方、市町村では「社会福祉協議会」が比較的多く参加しているが、「弁護士会」、「司法書士会」等は2割程度にとどまり、庁内組織の意味合いが強い自治体が多いようである。

《関係部局》

上段：実数 下段：%	合 計	①問15-1 連絡会議参加の関係部局								
		消費者行政担当部局	労働行政担当部局	生活保護担当部局	他の福祉担当部局	市民相談担当部局	総合政策企画等担当部局	その他	無回答	
全 体	138 100.0	127 92.0	50 36.2	124 89.9	101 73.2	96 69.6	9 6.5	93 67.4	4 2.9	
自治体区分	都道府県	35 100.0	35 100.0	22 62.9	34 97.1	29 82.9	13 37.1	1 2.9	30 85.7	- -
	区、政令・中核・特例市	36 100.0	32 88.9	7 19.4	34 94.4	29 80.6	33 91.7	2 5.6	27 75.0	- -
	上記以外の市	56 100.0	51 91.1	18 32.1	47 83.9	39 69.6	43 76.8	5 8.9	32 57.1	2 3.6
	町村	11 100.0	9 81.8	3 27.3	9 81.8	4 36.4	7 63.6	1 9.1	4 36.4	2 18.2

《関係機関》

上段：実数 下段：%	合 計	①問15-2 連絡会議参加の関係機関							
		弁護士会	司法書士会	多重債務者支援団体	社会福祉協議会	都道府県・市町村の担当部局	その他	無回答	
全 体	138 100.0	52 37.7	55 39.9	20 14.5	41 29.7	42 30.4	45 32.6	51 37.0	
自治体区分	都道府県	35 100.0	35 100.0	35 100.0	17 48.6	16 45.7	25 71.4	29 82.9	- -
	区、政令・中核・特例市	36 100.0	6 16.7	6 16.7	1 2.8	11 30.6	5 13.9	6 16.7	19 52.8
	上記以外の市	56 100.0	9 16.1	12 21.4	1 1.8	10 17.9	10 17.9	9 16.1	27 48.2
	町村	11 100.0	2 18.2	2 18.2	1 9.1	4 36.4	2 18.2	1 9.1	5 45.5

【調査票② 生活福祉資金について】

問1 平成19年4月1日～平成20年3月31日の生活福祉資金の相談件数・貸付実行件数をお書きください。

(略) 今回の調査では、生活福祉資金の事業を実施する社会福祉協議会の立場と、多重債務に関する相談等に対応する行政の立場としての回答が混在しているため、実施状況に関する正確な回答は得られなかった。

問2 上記のうち、多重債務のある人からの相談はありましたか。(複数回答可)

生活福祉資金に関連した多重債務者からの相談について、都道府県では58.8%、区・政令市等では59.6%、政令市等以外の市でも42.2%と、半数前後が「相談があった」と答えている。町村でも16.4%は「相談があった」が「相談はなかった」が48.2%と、都道府県や市以上の自治体とくらべて割合が大きい。

なお、「多重債務かどうか把握していない」と答えた自治体も少なくなかった。特に、都道府県では38.2%と割合が大きく、事業の窓口である市町村社会福祉協議会と、多重債務者への対応に関する情報共有はあまり図られていないことが推測される。

上段：実数 下段：%	合 計	②問2 多重債務者からの相談					
		相談があった	相談はなかった	多重債務者かどうか把握していない	その他	無回答	
全 体	621 100.0	207 33.3	205 33.0	125 20.1	21 3.4	63 10.1	
自治体区分	都道府県	34 100.0	20 58.8	- -	13 38.2	1 2.9	- -
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	34 59.6	5 8.8	13 22.8	5 8.8	- -
	上記以外の市	256 100.0	108 42.2	68 26.6	54 21.1	11 4.3	15 5.9
	町村	274 100.0	45 16.4	132 48.2	45 16.4	4 1.5	48 17.5

問3 多重債務のある人から相談があった場合、どのように対応していますか。(複数回答可)

「相談者に担当部局・関係機関の連絡先を教えて、相談を受けるように誘導」しているところが最も多いが、「相談者の了解を得て担当部局・関係機関に連絡している」や「担当部局・関係機関に連絡し、協力して支援している」ところもある。

また、生活福祉資金は、借金の返済のための貸付はできないが、「多重債務があっても、状況によっては生活福祉資金の貸し付けを行っている」と答えたところが、都道府県で32.4%、区・政令市等で15.8%、政令市等以外の市で10.2%、町村で6.9%あった。

上段：実数 下段：%	合 計	②問3 多重債務者への対応						
		担当部局等に連絡	担当部局等と協力して支援	担当部局等の連絡先を教えて誘導	状況によって貸付を実施	その他	無回答	
全 体	621 100.0	124 20.0	84 13.5	347 55.9	65 10.5	51 8.2	96 15.5	
自治体区分	都道府県	34 100.0	3 8.8	3 8.8	23 67.6	11 32.4	1 2.9	1 2.9
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	9 15.8	3 5.3	49 86.0	9 15.8	5 8.8	3 5.3
	上記以外の市	256 100.0	62 24.2	32 12.5	146 57.0	26 10.2	27 10.5	36 14.1
	町村	274 100.0	50 18.2	46 16.8	129 47.1	19 6.9	18 6.6	56 20.4

問4 連携をされている自治体にお聞きします。どの部局・機関と連携していますか。（複数回答可）

前問で何らかの連携をしている自治体に回答を求めたが、現在は具体的な連携をしていなくても、今度の展望などを含めて回答した自治体もあるため、全体を母数として集計した（無回答が多いのは連携していない自治体も含む集計のためである）。

多重債務者への支援に関して連携している部局・機関は、「行政の関係部局」や「弁護士会」、「司法書士会」、「多重債務者支援団体」など、多様である。また、「多重債務者を支援する貸付を行っている非営利組織や民間金融機関等」と連携しているところもある。

上段：実数 下段：%	合 計	②問4 連携している部局・機関									
		自治体の 多重債務 相談窓口	市民相談 担当部局	自治体の 他の関係 部局	弁護士会	司法書士 会	多重債務 者支援団 体	貸付を行 う非営利 組織や金 融機関	その他	無回答	
全 体	621 100.0	122 19.6	129 20.8	66 10.6	78 12.6	55 8.9	29 4.7	15 2.4	61 9.8	288 46.4	
自治体 区分	都道府県	34 100.0	12 35.3	4 11.8	4 11.8	6 17.6	6 17.6	4 11.8	1 2.9	7 20.6	12 35.3
	区、政令・中 核・特例市	57 100.0	14 24.6	21 36.8	9 15.8	16 28.1	6 10.5	7 12.3	2 3.5	3 5.3	22 38.6
	上記以外の市	256 100.0	52 20.3	71 27.7	22 8.6	34 13.3	24 9.4	9 3.5	2 0.8	29 11.3	115 44.9
	町村	274 100.0	44 16.1	33 12.0	31 11.3	22 8.0	19 6.9	9 3.3	10 3.6	22 8.0	139 50.7

問5 貸付した人への援助指導はどのように行っていますか。（複数回答可）

生活福祉資金は民生委員の運動によって生まれた制度であるという歴史をもち、貸付を行った人への援助指導も民生委員が担ってきたが、多重債務等も含めた生活課題の多様化などにもない、担当職員による取り組みが増えている。調査結果もそれを反映した結果といえ、「民生委員」とともに、「担当職員」が実施する自治体が多く、「専門機関の協力を得て行っている」ところもある。

上段：実数 下段：%	合 計	②問5 援助指導の実施						
		民生委員 が実施	担当職員 が実施	専門機関 の協力を 得て実施	その他	あまり 行ってい ない	無回答	
全 体	621 100.0	420 67.6	379 61.0	34 5.5	36 5.8	46 7.4	95 15.3	
自治体 区分	都道府県	34 100.0	32 94.1	30 88.2	3 8.8	1 2.9	- -	1 2.9
	区、政令・中 核・特例市	57 100.0	46 80.7	39 68.4	1 1.8	4 7.0	4 7.0	3 5.3
	上記以外の市	256 100.0	200 78.1	176 68.8	15 5.9	14 5.5	14 5.5	23 9.0
	町村	274 100.0	142 51.8	134 48.9	15 5.5	17 6.2	28 10.2	68 24.8

問6 貸付した人への指導援助の成果はいかがですか。

指導援助の成果について「ほとんどのケースで成果をあげている」と答えたところは多くはないが、一定の成果はあがっていることが示されている。

上段：実数 下段：%	合 計	②問6 援助指導の成果					
		ほとんどのケースで成果	成果をあげているケースもある	成果をあげていない	その他	無回答	
全 体	621 100.0	41 6.6	365 58.8	43 6.9	27 4.3	145 23.3	
自治体区分	都道府県	34 100.0	1 2.9	28 82.4	- -	4 11.8	1 2.9
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	- -	41 71.9	9 15.8	1 1.8	6 10.5
	上記以外の市	256 100.0	18 7.0	173 67.6	19 7.4	5 2.0	41 16.0
	町村	274 100.0	22 8.0	123 44.9	15 5.5	17 6.2	97 35.4

問7 生活福祉資金制度を住民に周知するために広報等を行っていますか。（複数回答可）

事業を実施している社会福祉協議会の「機関紙や自治体の広報など」や「ホームページ」に掲載する方法で広報を行っているところが多い。

なお、「その他」としては窓口でのパンフレットの配布などが多くあげられているが、民生委員によるきめ細かな周知なども行われていることが記載されている。

上段：実数 下段：%	合 計	②問7 広報等の実施					無回答	
		機関紙や自治体の広報などに掲載	ホームページに掲載	ポスターを掲示	その他	特に広報等を行っていない		
全 体	621 100.0	280 45.1	199 32.0	37 6.0	107 17.2	148 23.8	52 8.4	
自治体区分	都道府県	34 100.0	23 67.6	27 79.4	4 11.8	16 47.1	- -	- -
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	36 63.2	38 66.7	1 1.8	14 24.6	5 8.8	1 1.8
	上記以外の市	256 100.0	116 45.3	105 41.0	19 7.4	56 21.9	44 17.2	13 5.1
	町村	274 100.0	105 38.3	29 10.6	13 4.7	21 7.7	99 36.1	38 13.9

【調査票③ 母子寡婦福祉資金について】

問1 平成19年4月1日～平成20年3月31日の母子寡婦福祉資金の相談件数・貸付実行件数をお書きください。

(略) 今回の調査では、本事業を実施している自治体（都道府県、政令市、中核市）と、直接には実施していない自治体の回答が混在しているため、実施状況に関する正確な回答は得られなかった。

問2 上記のうち、多重債務のある人からの相談はありましたか。（複数回答可）

母子寡婦福祉資金に関連した多重債務者からの相談について、都道府県では36.4%、区・政令市等では42.1%、政令市等以外の市でも28.1%が「相談があった」と答えている。一方、町村で「相談があった」のは3.8%に止まっている。

なお、「多重債務かどうか把握していない」と答えた自治体も少なくない。

上段：実数 下段：%	合 計	③問2 多重債務者からの相談					
		相談があった	相談はなかった	多重債務者かどうか把握していない	その他	無回答	
全 体	621 100.0	127 20.5	250 40.3	139 22.4	20 3.2	85 13.7	
自治体区分	都道府県	33 100.0	12 36.4	3 9.1	13 39.4	5 15.2	- -
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	24 42.1	5 8.8	23 40.4	4 7.0	1 1.8
	上記以外の市	292 100.0	82 28.1	125 42.8	62 21.2	9 3.1	14 4.8
	町村	238 100.0	9 3.8	117 49.2	40 16.8	2 0.8	70 29.4

問3 多重債務のある人から相談があった場合、どのように対応していますか。（複数回答可）

「相談者に担当部局・関係機関の連絡先を教えて、相談を受けるように誘導」しているところが最も多いが、「相談者の了解を得て担当部局・関係機関に連絡している」や「担当部局・関係機関に連絡し、協力して支援している」ところもある。

また、母子寡婦福祉資金も生活福祉資金と同様に、借金の返済のための貸付はできないが、「多重債務があっても、状況によっては母子寡婦福祉資金の貸し付けを行っている」と答えたところが、都道府県で27.3%、区・政令市等で26.3%、政令市等以外の市で13.7%、町村で0.8%あった。

上段：実数 下段：%	合 計	③問3 多重債務者への対応						
		担当部局等に連絡	担当部局等と協力して支援	担当部局等の連絡先を教えて誘導	状況によって貸付を実施	その他	無回答	
全 体	621 100.0	99 15.9	77 12.4	292 47.0	66 10.6	66 10.6	133 21.4	
自治体区分	都道府県	33 100.0	3 9.1	4 12.1	25 75.8	9 27.3	3 9.1	- -
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	6 10.5	6 10.5	43 75.4	15 26.3	8 14.0	3 5.3
	上記以外の市	292 100.0	52 17.8	44 15.1	138 47.3	40 13.7	28 9.6	54 18.5
	町村	238 100.0	38 16.0	23 9.7	85 35.7	2 0.8	27 11.3	76 31.9

問4 連携をされている自治体にお聞きします。どの部局・機関と連携していますか。（複数回答可）

前問で何らかの連携をしている自治体に回答を求めたが、現在は具体的な連携をしていなくても、今度の展望などを含めて回答した自治体もあるため、全体を母数として集計した（無回答が多いのは連携していない自治体も含む集計のためである）。

多重債務者への支援に関して連携している部局・機関は、「行政の関係部局」や「弁護士会」、「司法書士会」、「多重債務者支援団体」など、多様である。また、「多重債務者を支援する貸付を行っている非営利組織や民間金融機関等」と連携しているところもある。

これらは全体的な傾向として生活福祉資金と似ているが、「自治体の多重債務に関する相談窓口」、「市民相談担当部局」など、自治体の関係部局間での連携は生活福祉資金よりもなされていることが示されている。

上段：実数 下段：%	合 計	③問4 連携している部局・機関									
		自治体の 多重債務 相談窓口	市民相談 担当部局	自治体の 他の関係 部局	弁護士会	司法書士 会	多重債務 者支援団 体	貸付を行 う非営利 組織や金 融機関	その他	無回答	
全 体	621 100.0	169 27.2	183 29.5	74 11.9	47 7.6	29 4.7	12 1.9	5 0.8	62 10.0	257 41.4	
自治体 区分	都道府県	33 100.0	16 48.5	7 21.2	2 6.1	6 18.2	3 9.1	1 3.0	- -	5 15.2	10 30.3
	区、政令・中 核・特例市	57 100.0	20 35.1	27 47.4	6 10.5	8 14.0	3 5.3	- -	1 1.8	12 21.1	16 28.1
	上記以外の市	292 100.0	93 31.8	114 39.0	38 13.0	21 7.2	12 4.1	8 2.7	1 0.3	25 8.6	107 36.6
	町村	238 100.0	39 16.4	34 14.3	27 11.3	12 5.0	11 4.6	3 1.3	3 1.3	20 8.4	124 52.1

問5 貸付した人への援助指導はどのように行っていますか。（複数回答可）

援助指導を「担当職員が実施」している自治体が、都道府県72.7%、区・政令市等59.6%、政令市等以外の市40.1%、町村15.5%であり、「専門機関の協力を得て実施」しているところもある。町村で「あまり行っていない」や無回答が多いのは、事業自体を実施していないことを反映していると考えられる。

上段：実数 下段：%	合 計	③問5 援助指導の実施					
		担当職員 が実施	専門機関 の協力を 得て実施	その他	あまり 行ってい ない	無回答	
全 体	621 100.0	212 34.1	37 6.0	99 15.9	137 22.1	172 27.7	
自治体 区分	都道府県	33 100.0	24 72.7	- -	11 33.3	1 3.0	3 9.1
	区、政令・中 核・特例市	57 100.0	34 59.6	3 5.3	8 14.0	9 15.8	7 12.3
	上記以外の市	292 100.0	117 40.1	22 7.5	48 16.4	68 23.3	59 20.2
	町村	238 100.0	37 15.5	11 4.6	32 13.4	59 24.8	103 43.3

問6 貸付した人への指導援助の成果はいかがですか。

指導援助の成果について「ほとんどのケースで成果をあげている」と答えたところは多くはないが、一定の成果はあがっていることが示されている。

生活福祉資金と比較すると、母子寡婦福祉資金の方が、やや成果が大きめといえそうである。

上段：実数 下段：%	合 計	③問6 援助指導の成果					
		ほとんどのケースで成果	成果をあげているケースもある	成果をあげているとはいえない	その他	無回答	
全 体	621 100.0	52 8.4	169 27.2	17 2.7	76 12.2	307 49.4	
自治体区分	都道府県	33 100.0	2 6.1	22 66.7	- -	4 12.1	5 15.2
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	4 7.0	28 49.1	4 7.0	6 10.5	15 26.3
	上記以外の市	292 100.0	37 12.7	90 30.8	9 3.1	26 8.9	130 44.5
	町村	238 100.0	9 3.8	28 11.8	4 1.7	40 16.8	157 66.0

問7 母子寡婦福祉資金制度を住民に周知するために広報等を行っていますか。（複数回答可）

「広報」や「ホームページ」に掲載するなどの方法で広報を行っている自治体が多い。

なお、「その他」としては窓口でのパンフレットの配布や子育てに関するガイドブックに掲載したり、児童扶養手当の相談や受給に関連づけた周知などが行われている。

上段：実数 下段：%	合 計	③問7 広報等の実施					無回答	
		広報などに掲載	ホームページに掲載	ポスターを掲示	その他	特に広報等を行っていない		
全 体	621 100.0	182 29.3	196 31.6	10 1.6	207 33.3	145 23.3	65 10.5	
自治体区分	都道府県	33 100.0	12 36.4	27 81.8	- -	22 66.7	1 3.0	- -
	区、政令・中核・特例市	57 100.0	28 49.1	47 82.5	1 1.8	20 35.1	1 1.8	1 1.8
	上記以外の市	292 100.0	99 33.9	107 36.6	2 0.7	127 43.5	39 13.4	20 6.8
	町村	238 100.0	43 18.1	14 5.9	7 2.9	38 16.0	104 43.7	44 18.5

【調査票⑤ 生活保護における対応について】

問1 平成19年4月1日～平成20年3月31日の生活の相談件数・保護開始件数をお書きください。

平成19年度の1年間の相談件数は、都道府県、区、政令・中核・特例市（以下「区・政令市等」）は「501件以上」、政令市等以外の市は「101～500件」、町村は「1～30件」の自治体が最も多い。また、保護開始件数は、都道府県は「501件以上」、区、政令市等は「101～500件」、上記以外の市と町村は「1～30件」が最も多く、いずれも自治体の規模を反映した結果となっている。

なお、都道府県では、直接取り扱ったケースのみを回答したため、件数の少ないと考えられるところもある。

また、「0件」の自治体は、回答した自治体では下図のとおりだが、町村では生活保護の事務を実施しないために回答しなかった自治体もあるため、実際には「0件」の自治体はもっと多い。

さらに、相談件数と保護開始件数の関係について、個々の自治体別にみると保護開始件数の方が多い自治体もあり、必ずしも内数ではない。

問2 上記のうち、多重債務のある人の相談や保護開始はありましたか。（複数回答可）

生活保護相談において、多重債務者から相談があった自治体は、都道府県42.4%、区・政令市等45.2%、政令市等以外の市65.3%、町村28.6%である。

また、多重債務者への保護を開始した自治体は、都道府県39.4%、区・政令市等41.9%、政令市等以外の市49.5%、町村14.3%である。

なお、本問ではそれぞれの件数の回答も求めたため、「多重債務者からの相談件数の統計がない」などの理由で「その他」と回答した自治体が少なくなく、実際に相談があったり保護を開始した自治体は上記よりも多いと推測される。

また、「その他」の内容としては、「多重債務者かどうかを把握していない」と記述した自治体もあった。

上段：実数 下段：%	合 計	⑤問2 多重債務者の相談・保護開始					
		相談が あった	保護を開 始した	その他	相談や保 護開始は なかった	無回答	
全 体	713 100.0	340 47.7	244 34.2	82 11.5	222 31.1	71 10.0	
自治体 区分	都道府県	33 100.0	14 42.4	13 39.4	11 33.3	2 6.1	6 18.2
	区、政令・中 核・特例市	62 100.0	28 45.2	26 41.9	28 45.2	2 3.2	4 6.5
	上記以外の市	331 100.0	216 65.3	164 49.5	36 10.9	61 18.4	20 6.0
	町村	287 100.0	82 28.6	41 14.3	7 2.4	157 54.7	41 14.3

問3 多重債務のある人からの相談があった場合、担当部局や関係機関等と連携していますか。

「相談者に担当部局・関係機関の連絡先を教えて、相談を受けるよう誘導している」自治体が多いが、「相談者の了解を得て担当部局・関係機関に連絡している」や「相談者の了解を得て担当部局・関係機関に連絡し、協力して支援している」という、より積極的に連携して支援している自治体もある。一方、町村では「特に連携はしていない」が19.2%、無回答も14.3%と、都道府県や市ほど連携がすすんでいないが、これは、該当するケースの相談がない自治体が多いことも関係していると考えられる。

上段：実数 下段：%	合 計	⑤問3 他の部局・機関等との連携						
		担当部局等 等に連絡	担当部局等 と協力して支援	担当部局等 の連絡先を教えて誘導	その他	特に連携 はしていない	無回答	
全 体	713 100.0	98 13.7	105 14.7	366 51.3	28 3.9	91 12.8	63 8.8	
自治体区分	都道府県	33 100.0	7 21.2	9 27.3	19 57.6	7 21.2	- -	2 6.1
	区、政令・中核・特例市	62 100.0	3 4.8	6 9.7	49 79.0	1 1.6	2 3.2	1 1.6
	上記以外の市	331 100.0	48 14.5	51 15.4	192 58.0	6 1.8	34 10.3	19 5.7
	町村	287 100.0	40 13.9	39 13.6	106 36.9	14 4.9	55 19.2	41 14.3

問4 連携をされている自治体にお聞きします。どの部局・機関と連携していますか。（複数回答可）

前問で何らかの連携を行っている自治体に回答を求めたが、現在は該当するケースがない自治体が今後の展望を含めた回答をしている場合などもあったため、全体を母数として集計した（町村などで無回答が多いのは連携していない自治体も含む集計のためである）。

「自治体の多重債務相談窓口」や「市民相談担当部局」をはじめ、自治内の関係部局と連携している自治体が多い。また、「弁護士会」をはじめとした専門職団体や支援団体との連携も、都道府県や区・政令市等の規模の大きな自治体では比較的行われているが、政令市等以外の市や町村などでは、あまりすすんでいない。

上段：実数 下段：%	合 計	⑤問4 連携している部局・機関									
		自治体の 多重債務 相談窓口	市民相談 担当部局	自治体の 他の関係 部局	弁護士会	司法書士 会	多重債務 者支援団 体	貸付を行 う非営利 組織や金 融機関	その他	無回答	
全 体	713 100.0	208 29.2	253 35.5	59 8.3	89 12.5	46 6.5	27 3.8	11 1.5	94 13.2	232 32.5	
自治体区分	都道府県	33 100.0	17 51.5	12 36.4	6 18.2	11 33.3	6 18.2	5 15.2	1 3.0	13 39.4	5 15.2
	区、政令・中核・特例市	62 100.0	31 50.0	37 59.7	3 4.8	17 27.4	8 12.9	3 4.8	- -	12 19.4	8 12.9
	上記以外の市	331 100.0	103 31.1	152 45.9	21 6.3	42 12.7	15 4.5	10 3.0	5 1.5	36 10.9	85 25.7
	町村	287 100.0	57 19.9	52 18.1	29 10.1	19 6.6	17 5.9	9 3.1	5 1.7	33 11.5	134 46.7

問5 多重債務者への自立支援プログラムを実施していますか。

調査を実施した平成20年7月に多重債務者への自立支援プログラムを実施していた自治体は、都道府県24.2%、区・政令市等19.4%、政令市等以外の市8.8%だったが、「その他」として「今後、実施予定」と答えた自治体もあった。

上段：実数 下段：%	合 計	⑤問5 自立支援プログラムの実施					
		実施して いる	実施して いない	対象者は いない	その他	無回答	
全 体	713 100.0	49 6.9	462 64.8	52 7.3	76 10.7	74 10.4	
自治体 区分	都道府県	33 100.0	8 24.2	11 33.3	4 12.1	7 21.2	3 9.1
	区、政令・中 核・特例市	62 100.0	12 19.4	28 45.2	-	20 32.3	2 3.2
	上記以外の市	331 100.0	29 8.8	222 67.1	20 6.0	45 13.6	15 4.5
	町村	287 100.0	-	201 70.0	28 9.8	4 1.4	54 18.8

問6 多重債務者への自立支援プログラムを実施している場合、その成果はいかがですか。
(実施している自治体のみ回答)

自立支援プログラムを実施している自治体では、「ほとんどのケースで成果をあげている」または「成果をあげているケースもある」と答えた自治体が、都道府県75.0%、区・政令市等83.4%、政令市等以外の市82.7%であり、実施している自治体ではなんらかの成果があがっているといえる。

上段：実数 下段：%	合 計	⑤問6 自立支援プログラムの成果					
		ほとんどの ケースで成果	成果をあげ ているケースも ある	成果をあげ ているとはい えない	その他	無回答	
全 体	49 100.0	9 18.4	31 63.3	5 10.2	3 6.1	1 2.0	
自治体 区分	都道府県	8 100.0	-	6 75.0	1 12.5	1 12.5	-
	区、政令・中 核・特例市	12 100.0	2 16.7	8 66.7	1 8.3	1 8.3	-
	上記以外の市	29 100.0	7 24.1	17 58.6	3 10.3	1 3.4	1 3.4
	町村	-	-	-	-	-	-